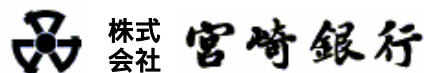


第 126 期 中 間 決 算 公 告

平成22年12月22日

宮崎市橘通東四丁目3番5号



取締役頭取 小池 光一

中間貸借対照表 (平成22年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	35,219	預 金	1,681,200
コールローン	2,430	譲渡性預金	124,314
買入金銭債権	1,695	コールマネー	11,400
商品有価証券	27	借 用 金	10,375
金銭の信託	1,983	外 国 為 替	21
有 価 証 券	645,424	社 債	15,000
貸 出 金	1,233,659	そ の 他 負 債	5,913
外 国 為 替	1,013	未払法人税等	77
そ の 他 資 産	7,737	リ ー ス 債 務	586
有形固定資産	23,893	資産除去債務	149
無形固定資産	3,901	そ の 他 の 負 債	5,100
繰延税金資産	12,795	退職給付引当金	7,213
支払承諾見返	4,213	役員退職慰労引当金	523
貸倒引当金	19,654	睡眠預金払戻損失引当金	219
投資損失引当金	77	偶発損失引当金	216
		再評価に係る繰延税金負債	3,375
		支 払 承 諾	4,213
		負債の部合計	1,863,986
		(純資産の部)	
		資 本 金	14,697
		資 本 剰 余 金	8,794
		資 本 準 備 金	8,771
		その他資本剰余金	23
		利 益 剰 余 金	56,892
		利 益 準 備 金	6,473
		その他利益剰余金	50,418
		別 途 積 立 金	47,101
		繰越利益剰余金	3,317
		自 己 株 式	77
		株 主 資 本 合 計	80,307
		その他有価証券評価差額金	7,362
		土地再評価差額金	2,607
		評価・換算差額等合計	9,969
		純資産の部合計	90,277
資産の部合計	1,954,264	負債及び純資産の部合計	1,954,264

中間損益計算書 〔 平成 22 年 4 月 1 日から
平成 22 年 9 月 30 日まで 〕

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	21,247
資金運用収益	15,539
(うち貸出金利息)	(11,915)
(うち有価証券利息配当金)	(3,548)
役務取引等収益	3,548
その他業務収益	1,591
その他経常収益	<u>567</u>
経 常 費 用	18,308
資金調達費用	1,507
(うち預金利息)	(872)
役務取引等費用	891
その他業務費用	200
営業経費	12,399
その他経常費用	<u>3,309</u>
経 常 利 益	2,938
特 別 利 益	499
特 別 損 失	<u>140</u>
税引前中間純利益	3,297
法人税、住民税及び事業税	21
法人税等調整額	1,039
法人税等合計	<u>1,061</u>
中 間 純 利 益	2,236

<記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年 ~ 50年

その他 2年 ~ 20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,640百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認めら

れる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度において、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しております。なお、金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当中間期から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は1百万円、税引前中間純利益は125百万円それぞれ減少しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額 586百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は555百万円、延滞債権額は32,019百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,103百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は34,677百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,879百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金 40百万円

有価証券 100,463百万円

担保資産に対応する債務

預 金 2,750百万円

コールマネー 11,400百万円

上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引等の担保として、有価証券50,072百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は258百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、297,208百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが295,808百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、路線価に奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 29,187百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。

12. 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は907百万円であります。

14. 1株当たりの純資産額 512円51銭

15. 単体自己資本比率(国内基準) 12.26%

(中間損益計算書関係)

- 「その他経常費用」には、貸出金償却 207 百万円、株式等償却 2,905 百万円を含んでおります。
- 1 株当たり中間純利益金額 12 円 69 銭

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

- 満期保有目的の債券(平成 22 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	319	323	4
	その他	1,695	1,709	13
	小計	2,014	2,032	17
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		2,014	2,032	17

- 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成 22 年 9 月 30 日現在)

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	-	-	-
関連法人等株式	-	-	-
合計	-	-	-

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	105
関連法人等株式	-
合計	105

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

- その他有価証券(平成 22 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	9,625	7,539	2,086
	債券	582,373	586,139	14,233
	国債	267,330	260,224	7,105
	地方債	119,549	115,443	4,105
	社債	195,493	192,470	3,022
	その他	10,927	10,788	139
	小計	602,927	586,467	16,459
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	19,721	23,136	3,415
	債券	11,587	11,670	82
	国債	-	-	-
	地方債	2,000	2,000	-
	社債	9,587	9,670	82
	その他	8,506	8,896	389
小計	39,815	43,703	3,887	
合計		642,743	630,171	12,571

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額(百万円)
株式	613
その他	1,643
合計	2,256

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、2,905百万円(うち、株式2,905百万円)であります。

また、「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得価額に比べて30%以上下落した場合であります。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成22年9月30日現在)

該当ありません

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年9月30日現在)

該当ありません

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	7,339百万円
退職給付引当金	2,916
減価償却費	1,283
有価証券	2,003
退職給付信託設定額	2,016
税務上の繰越欠損金	6,500
その他	1,960
繰延税金資産小計	24,021
評価性引当額	5,151
繰延税金資産合計	18,869
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	5,209
その他	865
繰延税金負債合計	6,074
繰延税金資産の純額	12,795百万円

中間連結財務諸表の作成方針

(1)連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 8社

会社名

宮銀ビルサービス(株)

宮銀ビジネスサービス(株)

宮銀スタッフサービス(株)

宮銀コンピューターサービス(株)

宮銀リース(株)

宮銀ベンチャーキャピタル(株)

宮銀保証(株)

宮銀カード(株)

非連結の子会社及び子法人等 2社

みやぎんベンチャー企業育成1号投資事業有限責任組合

宮崎ネオアグリ投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2)持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

持分法適用の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 2社

みやぎんベンチャー企業育成1号投資事業有限責任組合

宮崎ネオアグリ投資事業有限責任組合

持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3)連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は、いずれも9月末日であります。

中間連結貸借対照表

(平成22年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	35,303	預 金	1,676,786
コールローン及び買入手形	2,430	譲 渡 性 預 金	124,314
買入金銭債権	1,695	コールマネー及び売渡手形	11,400
商品有価証券	27	借 用 金	14,635
金銭の信託	1,983	外 国 為 替	21
有 価 証 券	646,374	社 債	15,000
貸 出 金	1,228,420	そ の 他 負 債	9,079
外 国 為 替	1,013	退 職 給 付 引 当 金	7,279
リース債権及びリース投資資産	8,299	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	538
そ の 他 資 産	12,082	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	219
有 形 固 定 資 産	24,023	偶 発 損 失 引 当 金	216
無 形 固 定 資 産	3,999	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,375
繰 延 税 金 資 産	13,152	支 払 承 諾	4,213
支 払 承 諾 見 返	4,213	負債の部合計	1,867,078
貸 倒 引 当 金	21,555	(純資産の部)	
投 資 損 失 引 当 金	77	資 本 金	14,697
		資 本 剰 余 金	8,795
		利 益 剰 余 金	57,359
		自 己 株 式	77
		株 主 資 本 合 計	80,775
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,362
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,607
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	9,969
		少 数 株 主 持 分	3,560
		純資産の部合計	94,306
資 産 の 部 合 計	1,961,384	負債及び純資産の部合計	1,961,384

中間連結損益計算書

〔平成22年 4月 1日から
平成22年 9月30日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	24,498
資金運用収益	15,568
(うち貸出金利息)	(11,940)
(うち有価証券利息配当金)	(3,551)
役務取引等収益	3,538
その他業務収益	4,841
その他経常収益	549
経常費用	21,045
資金調達費用	1,509
(うち預金利息)	(870)
役務取引等費用	891
その他業務費用	2,535
営業経費	12,798
その他経常費用	3,309
経常利益	3,452
特別利益	511
特別損失	140
税金等調整前中間純利益	3,824
法人税、住民税及び事業税	227
法人税等調整額	1,036
法人税等合計	1,263
少数株主損益調整前中間純利益	2,560
少数株主利益	298
中間純利益	2,261

<記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。>

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年 ~ 50年

動 産 2年 ~ 20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、そ

の金額は7,640百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度において、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債はありません。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しております。

なお、金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用しております。

連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ取引を行っておりません。

(13) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(14) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、経常利益が1百万円、税金等調整前中間純利益が125百万円それぞれ減少しております。

表示方法の変更

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第41号平成21年9月21日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資額を除く) 482百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は853百万円、延滞債権額は32,471百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,109百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は35,434百万円であります。

なお、2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,914百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預 け 金	40百万円
有 価 証 券	100,463百万円
リ ー ス 投 資 資 産	3,944百万円
そ の 他 資 産	323百万円

担保資産に対応する債務

預 金	2,750百万円
コ ー ル マ ネ ー	11,400百万円
借 用 金	2,042百万円

なお、上記のリース投資資産3,944百万円は、利息相当額を含んでおります。

上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引等の担保として、有価証券50,072百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は259百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、304,760百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが303,360百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、路線価に奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 29,350百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。

12. 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は907百万円であります。

14. 1株当たりの純資産額 515円17銭

15. 連結自己資本比率（国内基準） 12.51%

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却207百万円及び株式等償却2,905百万円を含んでおります。

2. 1株当たり中間純利益金額 12円84銭

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成 22 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注 2)参照)。また、「リース債権及びリース投資資産」等、重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	35,303	35,303	-
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	319	323	4
その他有価証券	643,791	643,791	-
(3) 貸出金	1,228,420		
貸倒引当金 (*1)	18,535		
	1,209,884	1,230,727	20,843
資産計	1,889,298	1,910,146	20,847
(1) 預金	1,676,786	1,677,859	1,073
(2) 譲渡性預金	124,314	124,340	26
(3) コールマネー及び売渡手形	11,400	11,400	-
(4) 借入金	14,635	15,141	506
(5) 社債	15,000	15,031	31
負債計	1,842,135	1,843,772	1,637
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(553)	(553)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	(1,362)	(1,362)
デリバティブ取引計	(553)	(1,915)	(1,362)

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、満期の無いもの又は約定期間が短期間であり、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、発行体の外部格付がないため、貸出金と同一の方法により、発行体の内部格付及び期間等を勘案して時価を算定しております。

変動利付国債の時価のうち、当行が定めた基準に基づき市場価格を時価とみなせない状態にあると判断したのものについては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は 2,712 百万円増加、「繰延税金資産」は 1,096 百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は、1,616 百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーにより呈示されたものであり、割引現在価値やオプション価格計算モデル等に価格決定係数である市場金利等を投入することにより算定されております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、残存期間が短期間（3カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、残存期間が3カ月を超えるものは、貸出金の商品種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見積額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は当連結会計年度末における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当座貸越等、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（3カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形

これらは、残存期間が短期間（3カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(5) 社債

当行が発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（為替予約）、クレジットデリバティブ取引（クレジット・デフォルト・オプション）であり、現在割引価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	617
組合出資金(*2)	1,646
合 計	2,263

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

「子会社株式及び関連会社株式」については、中間連結財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種 類	中間連結貸借対照表 計上額(円)	時 価 (円)	差 額 (円)
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えるもの	国 債			
	地 方 債			
	社 債	319	323	4
	そ の 他	1,695	1,709	13
	小 計	2,014	2,032	17
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えないも の	国 債			
	地 方 債			
	社 債			
	そ の 他			
	小 計			
合 計		2,014	2,032	17

2. その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種 類	中間連結貸借対照表 計上額(円)	取得原価 (円)	差 額 (円)
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの	株 式	9,625	7,539	2,086
	債 券	583,392	569,143	14,248
	国 債	268,349	261,228	7,120
	地 方 債	119,549	115,443	4,105
	社 債	195,493	192,470	3,022
	そ の 他	10,927	10,788	139
	小 計	603,945	587,471	16,474
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超えな いもの	株 式	19,721	23,136	3,415
	債 券	11,617	11,700	82
	国 債			
	地 方 債	2,000	2,000	
	社 債	9,617	9,700	82
	そ の 他	8,506	8,896	389
	小 計	39,845	43,733	3,887
合 計		643,791	631,205	12,586

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、2,905百万円(うち、株式2,905百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得価額に比べて30%以上下落した場合であります。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年9月30日現在)

該当ありません。